

日本都市社会学会ニュース

NO. 75 (2006.11.3.)

発行：日本都市社会学会

事務局：〒214 8580 神奈川県川崎市多摩区東三田2-4-4

専修大学文学部広田康生研究室内

E Mail：u_socio@isc.senshu-u.ac.jp

FAX：044-900-7814

(郵便振替口座：00140-4-703976)

ホームページURL：<http://www.soc.nii.ac.jp/urbansocio/>

第24回大会の報告

日本都市社会学会第24回大会は、秋風が心地よく感じ始めた9月15日、16日の両日にわたり、名古屋大学東山キャンパス文学部にて開催されました。参加者は95名(会員83名、非会員12名)と、ここ数年に比べると若干少なめでしたが、シンポジウムや自由報告部会また懇親会においても活発な議論を行うことができました。

自由報告部会は、12本(報告者は14名)の報告が両日にわたって1部会ずつもたれました。ここ数年は報告本数が20本を超え、2部会ずつ編成せざるをえないことが続いておりましたが、本年は本学会が本来理想としてきた「全員で報告を聞く」という体制がとれ、議論も活発に展開されることになり、報告本数が少なかったことは、むしろ良かったのではないかと考えております。

シンポジウムは2日目の午後、「都市社会の構造と変動—三大都市圏の社会・空間構造の再編」というテーマで行われました。報告者には3名の地理学者をお迎えし、都市地理学における大都市圏の構造変化をめぐる近年の研究動向と課題、また、通勤流動と人口移動の視点より、戦前から現在までの東京大都市圏の具体的な変化の分析、さらには、大都市圏の地域構造と世帯所得の分布を関連づけながら、社会階層の分極化と都市の空間構造など、具体的なデータを提示されながら、議論されました。そして、3名のご報告のあと、3名の都市社会学者がコメンテーターとして、上述のような都市地理学の蓄積に対して、都市社会学がどのような貢献ができるのかという議論を展開いたしました。すなわち、地理学の地域構造/空間構造の把握と都市社会学がこれまで蓄積してきた社会関係の研究をいかに結節することができるのか、また、都市社会学が「都市的」なるものや都市の特定地区に関心をよせがちになり、空間構造を見落としがちだったが、ここに地理学との対話を行うことで、マクロな都市全体の変化をみることができるのではないかと、等々の議論が活発に展開されました。

日本都市社会学会の大会で、都市の空間構造に関する議論が活発に行われるようになったのは、2004年度の第22回大会(於：大阪市立大学)だったのではないかと記憶しております。本学会とCOE大阪市立大学都市文化研究センターと共催で行った公開シンポジウム「都市空間に働く権力作用と人間-大阪を<都心周縁>から読み解く」などは、まさに本年度のシンポジウムで議論となった都市空間構造と社会関係に焦点をあてたものであり、このような成果をふまえた上で、本年度のシンポジウムで、都市地理学との連携と都市社会学の理論と方法の可能性について、さらなる議論を深めることができたことは有意義であったと思います。

最後になりましたが、すばらしい環境で討論や懇談ができましたことを開催校の皆様方や事務局の皆様にご感謝いたします。余談ながら、懇親会のお料理も「美味しい」と好評でした。

(愛知県立大学 山本 かほり)

2006 年度総会の記録

総会は、大会一日目の9月15日(金)15:10~16:10まで、名古屋大学文学部(237講義室)にて、下記の次第に沿って行われました。

1. 開会の辞(稲月正理事)
2. 会長挨拶(松本康会長)
3. 開催校挨拶(名古屋大学 田中重好理事)
4. 座長推挙(波平勇夫会員を選出)
5. 諸報告
 - (1) 2005 年度理事会報告
広田康生常任理事(事務局担当)より2005年度理事会の活動(計7回)についての報告がありました。
 - (2) 2005 年度企画委員会報告
園部雅久理事(企画委員長)より2005年度企画委員会の活動に関する報告がありました。
 - (3) 2005 年度編集委員会報告
町村敬志常任理事(編集委員会委員長)より2005年度編集委員会の活動および『年報』投稿論文への英文要旨掲載に関わる投稿規程の変更についての説明がありました。
 - (4) 2005 年度研究倫理委員会報告
研究倫理委員会担当の玉野理事より、理事会の答申にもとづき同委員会にて「日本都市社会学会倫理綱領(案)」および「標本調査に関するガイドライン(案)」を作成し、理事会での討議を経て、成案を得たとの報告がありました。なお、この案についての質疑は、総会後に開かれる意見交換会にて行い、これを踏まえて、来年度総会において決定したいとの理事会方針が示され、了承されました。(関連記事については「研究倫理綱領とガイドライン」の項目を参照)
 - (5) 新入会員紹介
広田康生常任理事(事務局担当)より2005年度総会後から2006年度第7回理事会までに承認された新入会員15名および総会当日に申し込みのあった新入会員1名の総計16名の紹介が行われ、会員からの拍手で迎えられました。
 - (6) 翻訳事業の進捗状況
松本康会長より日本都市社会学会編『リーディングス 海外の都市社会学』(仮題)の進捗状況について最終段階にいたっている旨の報告がありました。
 - (7) 「東京を観る、東京を読む展」後援の件
広田康生常任理事(事務局担当)より、日本大学(後藤範章会員)が関東都市学会、日本建築家協会、大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会、世田谷区教育委員会、調布市教育委員会、府中市教育委員会等の後援を得て開催をする「東京を観る、東京を読む展」の紹介が行われ、日本都市社会学会も本学会活動の一層のパブリケーションも兼ねてこれを後援する旨が理事会で承認されたことが報告されました。
6. 日本都市社会学会賞第1回若手奨励賞選考委員会報告及び授与式
森岡清志日本都市社会学会賞選考委員会委員長より、第1回若手奨励賞受賞作品として中澤秀雄著『住民投票運動とローカルレジーム：新潟県巻町と根源的民主主義の細道 1994-2004』(ハーベスト社、2005年)と西山志保著『ボランティア活動の論理：阪神・淡路大震災からサブシステム社会へ』(東信堂、2005年)の2作品が選考された旨報告され、その受賞理由が述べられました(受賞理由については「第1回若手奨励賞受賞作品と理由」の項目を参照)。引き続き中澤秀雄会員、西山志保会員への賞状の授与と受賞挨拶があり拍手をもって祝福されました(中澤秀雄会員は在外研究のため同書出版元のハーベスト社取締役小林達也氏より同会員の挨拶状が代読されました)。
7. 審議事項
 - (1). 2005 年度決算及び監査報告と2006 年度予算
広田康生常任理事(事務局担当)から2005年度決算についての報告があり、江上渉監査から監査報告があり承認されました。

(2). 2006 年度予算承認の件

広田康生常任理事（事務局担当）から 2006 年度予算案についての報告があり承認されました。

(3). 規約改正について

町村敬志常任理事より「日本都市社会学会規約改正」についての説明があり承認されました。改正は役員の任期に関わるもので（規約 5 - 3）現行規約「理事は連続して 2 期 4 年まで務めた場合、次の 1 期は被選挙権を有しない。また、通算して 7 期務めた場合、それ以降は被選挙権を有しない」を「理事は連続して 2 期 4 年まで務めた場合、次の 1 期は被選挙権を有しない。また、通算して 7 期務めた場合または会長を通算 2 期務めた場合、それ以降は被選挙権を有しない」と改正され承認されました。

提案理由として、従来「会長を通算 2 期務めた場合にも理事被選挙権は有しない」として実質的には運用されてきましたが、前回（2005 年）総会時において、早急に規約を改正すべきであるとの勧告が選挙管理委員会からなされ、前総会においてすでにその旨が承認されていました。本総会ではこれを受け、規約改正を正式に提案し承認されたものです。

(4). 2007 年 9 月大会総会以降の新事務局体制について

広田康生常任理事（事務局担当）より、現事務局が次年度の総会で 2 年目になるので 2007 年度総会以降の事務局として、江上渉会員（現監査 立教大学）に事務局をお引き受けいただける旨の内諾が得られたことが報告されました。

(5). 2007 年度大会開催校の件

次年度大会（2007 年度大会）開催校として山口大学が紹介され、三浦典子会員からの歓迎のご挨拶がありました。

8 . 閉会の辞（稲月正理事）

2005 年度決算報告および 2006 年度予算

2005年度決算 (2005年4月1日 ~ 2006年3月31日)				2005年度決算および2006年度予算			
収入		支出		収入		支出	
項目	予算	決算	備考	項目	予算	決算	備考
入会金	52,000	32,000	15名分	消耗品費	70,000	58,187	文具、封筒等
学会費	1,200,000	1,374,000	一般191名 学生39名	通信費	150,000	129,120	
広告収入	60,000	55,000	04,05年度分	ニュース印刷費	90,000	83,580	350部×2回、400部×1回
雑収入	40,000	28,573	複写権収入等	年報印刷費	644,700	644,700	500部
年報販売	110,000	204,000		大会開催費	120,000	120,000	
				役員・委員会費	100,000	105,382	委員交通費含む
				事務局費	400,000	231,492	事務局手当、アルバイト代含む
				編集委員会事務局費	80,000	31,210	
				名簿印刷費	70,000	78,277	
繰越金	926,430	926,430		予備費	663,730	16,044	
計	2,388,430	2,620,003			2,388,430	1,497,992	
				次年度繰越金		1,122,011	
2006年度予算 (2006年4月1日 ~ 2007年3月31日)							
収入		支出		収入		支出	
項目	予算	備考	項目	予算	備考	項目	予算
入会金	28,000	14人分	消耗品費	50,000		文具、封筒等	
学会費	1,105,000	一般181人分 学生50人分	通信費	150,000			
広告収入	60,000	05,06年度分	ニュース印刷費	90,000		350部×2回、400部×1回	
雑収入	40,000	複写権収入等	年報印刷費	603,750		450部	
年報販売	110,000		大会開催費	120,000			
			役員・委員会費	100,000		役員・委員の交通費を含む	
			事務局費	400,000		事務局員手当、アルバイト代、事務 局員交通費及び年報販売業 務費を 含む	
			編集委員会事務局費	80,000		編集関係通信費、事務局員手 当を含む	
繰越金	1,122,011		予備費	871,261			
計	2,465,011			2,465,011			

*2006 年度予算ニュース印刷費にはこの他に納品代・消費税が加算されます。

日本都市社会学会倫理綱領（案）と標本調査ガイドライン(案)について

日本都市社会学会倫理綱領（案）

（策定の趣旨と目的）

日本都市社会学会は、都市社会学の研究・教育および学会運営にあたって依拠すべき基本原則と理念を定め、「日本都市社会学会倫理綱領」として発表する。

本綱領は、日本都市社会学会会員が心がけるべき倫理綱領であり、会員は、社会の信頼に応え、都市社会学の発展をとおして社会に貢献するために、本綱領を十分に認識し、遵守しなければならない。都市および都市化社会における市民や社会集団を対象とする都市社会学の研究は、対象者の人権を最大限に尊重し、社会的影響について配慮すべきものである。また、都市社会学の教育を行う際には、本綱領にもとづいて、都市社会学の研究における倫理的問題に十分配慮し、学習者に注意を促すとともに、教育そのものも倫理的に適正になされなければならない。

都市社会調査は、市民の理解と協力を不可欠とする。研究者の社会的責任と倫理、対象者の人権の尊重やプライバシーの保護、対象者が被る可能性のある不利益を回避するための十分な配慮などの基本原則を忘れては、市民の理解と協力を得ることはできない。会員はまた、都市社会調査の目的や手法、その必要性および起こりうる社会的影響を自覚し、説明責任を果たすことによって、市民の信頼に応えなければならない。

都市社会学研究・教育の発展と質的向上、創造的な研究のいっそうの進展のために、日本都市社会学会は、都市社会学の研究・教育および学会運営に関して以下の条文を定め、会員に倫理的問題への自覚を強く促すものである。

第1条（公正と信頼の確保）会員は、都市社会学の研究・教育および学会運営にあたって、公正を維持し、社会の信頼をそこなわないように努めなければならない。

第2条（研究目的と研究手法の倫理的妥当性）会員は、都市社会学の研究において、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮しなければならない。

第3条（人権の尊重とプライバシーの保護）会員は、都市に関する社会調査を実施するにあたって、また社会調査に関する教育を行うにあたって、調査対象者の人権の尊重とプライバシーの保護に最大限留意しなければならない。

第4条（差別の禁止）会員は、思想信条、性別、性的指向、年齢、出自、宗教、人種・民族的背景、障害の有無、家族状況などに関して差別的な取り扱いをしてはならない。

第5条（ハラスメントの禁止）会員は、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、ハラスメントにあたる行為をしてはならない。

第6条（研究資金の適正な取り扱い）会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。

第7条（著作権侵害の禁止）会員は、研究のオリジナリティを尊重し、剽窃・盗用・無断引用など著作権を侵害する行為をしてはならない。

第8条（二重投稿の禁止）会員は、学会誌への二重投稿をしてはならない。

第9条（研究成果の公表）会員は、研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努め、社会的還元留意しなければならない。

第10条（相互批判・相互検証の場の確保）会員は、開かれた態度を保持し、相互批判・相互検証の場の確保に努めなければならない。

付則

(1)日本都市社会学会は、「標本調査に関するガイドライン」を別に定める。

(2)本綱領は、2007年*月*日より施行する。

(3)本綱領の変更は総会の議を経ることを要する。

日本都市社会学会 標本調査に関するガイドライン(案)

1. 趣旨と目的

(趣旨)本ガイドラインは、日本都市社会学会倫理綱領にもとづき、日本都市社会学会会員が、都市社会学研究および教育の一環として標本調査を実施する際に、倫理的な観点から遵守すべき標準的事項を、調査の実施過程に即して指針として示したものである。本ガイドラインにそって適切な都市社会調査が実施されることにより、社会調査への信頼を確保するとともに、倫理的にも科学的にも妥当性のある優れた研究成果を社会に公表して、研究者・教育者としての社会的責任を果たし、社会への貢献を実現しようとするものである。

(目的)本ガイドラインは、調査対象者の人権の尊重とプライバシーの保護、インフォームドコンセント(十分な説明にもとづく同意)、調査対象者が被る可能性のある不利益の回避などについて十分に配慮された、倫理的に適正な都市社会調査を実施するための指針を提供することを目的とする。会員は、本ガイドラインにそって上記の目的を達成すべく努力しなければならない。また、本ガイドラインの趣旨にそって、柔軟かつ創造的に調査を実施することが求められる。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、一般市民を対象に質問紙を用いて行う標本調査に適用する。

3. サンプリング

(法令の遵守)サンプリング台帳として住民基本台帳や選挙人名簿抄本を閲覧する場合には、国や地方自治体の法令を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。また、国外で調査を実施する場合でも、法令に則り、管理者の指示に従うことは言うまでもない。

(調査対象者名簿の管理)住民基本台帳や選挙人名簿の閲覧によって作成した調査対象者の名簿は、研究代表者が厳重に管理しなければならない。

(目的外使用の禁止)サンプリングの際に取得した住所、氏名、年齢等の個人情報の用途は、調査対象者への依頼状、礼状、調査報告書の送付、調査票や督促状の送付(郵送調査の場合)、対象者宅への訪問やそれに関連する連絡(面接調査や留め置き調査)の場合に限定し、他の目的に使用してはならない。

4. 調査実施の依頼

(調査の連絡と依頼)社会調査の実施にあたっては、事前に調査対象者に社会調査の実施の連絡および協力の依頼を行うこととする。

(調査の目的、実施主体、連絡先の明示)調査者は、調査協力の依頼にあたって、調査対象者に、調査協力依頼状などによって、当該調査の目的をわかりやすく説明するとともに、収集したデータを研究目的以外には使用しないこと、ならびに統計的処理等によってデータから個人が特定されないことがないこと、調査への協力はあくまで自発的意志にもとづくものであることを、よく説明しなければならない。また、調査者は、調査の実施主体ならびに責任の所在を明らかにし、調査に関する問い合わせ先を明示して、調査対象者からの問い合わせに応じられるようにしなければならない。

5. 調査の準備

(人権の尊重とプライバシーの保護)社会調査に携わるすべての者は、社会調査の全過程において、調査対象者の人権を尊重し、プライバシーの保護に努めなければならない。

(調査対象者名簿の管理)社会調査の準備段階にあっても、調査対象者名簿の扱いには細心の注意を払い、紛失や内容の漏洩が生じないように管理しなければならない。

(調査員への周知)調査員を用いて社会調査を実施する場合には、「調査員の手引き」等を用意して、事前に調査員にたいしてインストラクションを実施し、本ガイドラインに含まれる倫理的事項について周知を知らなければならない。

6. 調査の実施

(匿名性の確保)調査者および調査員は、社会調査の実施に際して、当該社会調査に協力・回答した個人が特定されないように、社会調査の設計・実施の上で十分配慮しなければならない。

(自発的意志にもとづく協力)社会調査への協力は、あくまで調査対象者の自発的意志によるものである。調査

者および調査員は、調査対象者に十分な説明を行い、対象者の同意にもとづいて調査を実施しなければならない。
(調査対象者の不利益の回避) 社会調査に協力したことによって、調査対象者が不快感を抱いたり、不利益を被ったりすることがないように十分配慮しなければならない。

(疑問への対応) 調査者は、調査対象者から寄せられる疑問・質問・苦情等に対して誠実に対応し、当該社会調査ならびに社会調査一般への信頼をそこなわないように努めなければならない。

(守秘義務) 調査者・調査員は、回収された調査票の記入内容はもとより、社会調査の実施過程において知り得た調査対象者に関する情報すべてを守秘する義務を有する。よって、回収後の調査票の管理には最大限の注意を払い、調査票の紛失、記入内容の漏洩等があってはならない。

(差別の禁止) 調査者および調査員は、調査対象者を性別、年齢、国籍、宗教、出自、人種・民族的背景、障害の有無などによって差別的に処遇したり、不快感を与える処遇をしたりしてはならない。また、調査者・調査員同士の関係においても同様である。

(調査員の証明) 調査員は、調査実施中は調査員としての身分を証明する書類をつねに携帯し、調査対象者の求めがあれば身分を明らかにしなければならない。また、調査者は、必要に応じて、調査員の身分を証明する書類を作成して調査員に携帯させるなどの措置を講じなければならない。

(メイキングの防止) 調査員は、調査票に不正記入(メイキング)をしてはならない。調査者は、調査員の調査票へのメイキングを防止するよう努力しなければならない。

7. 調査実施後

(調査票の管理) 記入された調査票は、研究代表者が徹重に管理しなければならない。

(電子データにおける匿名性の確保と管理) 調査票に記載された内容を電子データ化する際には、個人を特定できない形でコード化し、電子ファイルは研究代表者が責任をもって管理しなければならない。ただし、個人を特定できない形でコード化された電子データファイルは、研究代表者の責任において、データアーカイブを含む研究・教育目的での第三者への利用に供することができる。

(個人情報の管理) 記入された調査票のうち個人を特定できる部分(氏名を記入した部分など)ならびに調査対象者名簿については、調査目的に照らして不必要な場合には、個別のデータを特定の個人と結びつけることができない状態にして、徹重に管理しなければならない。

8. 調査結果の公表

(公表すべき事柄) 調査プロジェクトの成果報告書には、以下の事項を明記することが望ましい。

- 1) 調査のテーマ
- 2) 調査の目的
- 3) 調査主体(調査の実施者または委託者)
- 4) 研究費の補助・助成を受けた場合にはその提供者
- 5) 母集団と標本数ならびにサンプリングの方法
- 6) 調査票の配布・回収方法
- 7) 調査の時期と有効回収調査票数・回収率
- 8) 無効票の概要
- 9) 調査票(質問紙)
- 10) 単純集計結果

(公表における匿名性の確保と差別的表現の禁止) 調査結果の公表にあたっては、個人が特定できないように十分配慮するとともに、差別的表現や調査対象者を不快にする表現が含まれないように、倫理綱領に照らして特段の注意を払わなければならない。

(ねつ造の禁止) 調査データや結果をねつ造してはならない。また、調査結果の解釈が誤解されたり誤用されたりすることのないように努めなければならない。

付則

(1) 本ガイドラインは、2007年*月*日より施行する。

(2) 本ガイドラインの変更は、総会の議を経ることを要する。

倫理綱領・標本調査ガイドラインに関する意見交換会議事録

2006年9月30日

倫理綱領・標本調査ガイドラインに関する意見交換会議事録

作成：日本都市社会学会事務局

日時 2006年9月15日（日本都市社会学会大会第1日目）
16:20～17:00

場所 名古屋大学 237 会議室

出席 研究倫理委員会委員：松本康、玉野和志、稲月正委員を含む会員 34 名

< 倫理綱領とガイドライン策定の背景と趣旨について >

はじめに、調査倫理研究委員会委員長の松本康会長から、倫理綱領とガイドライン策定の背景、経緯、趣旨について、次のような説明があった。

倫理綱領策定提案の直接的な背景としては、個人情報保護法との関連で、社会調査にたいする風当たりが強くなっていることがあげられる。とくに、直接のきっかけとなったのは住民基本台帳法の改正問題である。結局、同法改正によって、従来原則公開であった住民基本台帳が、原則非公開（限定公開）となり、公益に資すると認められる調査のためにのみ閲覧可能となり、また、選挙人名簿については、政治に関する調査に限定された。もっと一般的には、昨今、自然科学分野も含めて、研究倫理が厳しく問われる情勢にあり、学会会議でも各学会における倫理綱領の策定状況に関する調査が実施されている。その背景には、科学技術の発展によって、科学的営為が社会と密接な関連をもつようになり、科学技術に起因するリスクも増大するようになったという事情がある。生命倫理や環境倫理が問題となるのもその表れである。加えて、研究費の使途に関する問題も、近年、注目されるようになり、襟を正す必要がある。こうした背景から、日本都市社会学会においても、会員ひとりひとりの今後の調査研究にかかわって、倫理綱領と標本調査ガイドラインについて策定すべき段階に来ている。

< 倫理綱領とガイドライン原案策定の経緯について >

この説明の後で、2005年度総会から2006年度総会までの一年間で行われてきた、研究倫理委員会の活動が紹介された。

倫理綱領原案の策定に関しては、谷富夫委員を中心に、稲月正委員、西村雄郎委員、山本努委員からなるワーキンググループにおいて素案が、標本調査ガイドラインについては、玉野和志委員を中心に、後藤範章委員、江上渉委員からなるワーキンググループによってガイドライン素案が、それぞれ起草された。作成過程においては、随時、理事会に報告され、理事会でも議論し、ワーキンググループにフィードバックするというやりとりが繰り返された。最終的には、倫理綱領およびガイドラインの双方を委員長である松本会長が整理検討し、今回の大会前理事会と総会に原案として呈示した。

< 倫理綱領とガイドライン原案の趣旨について >

原案として総会で提出された倫理綱領およびガイドラインの趣旨として、以下の説明がなされた。

倫理綱領の原案については、日本社会学会の倫理綱領に準拠して、文案が練られた。ただし、問題発生に関しては、解決手段を設けるものではなく、宣言に近いものとした。

また、住民基本台帳閲覧問題との関連で、本学会としては、とくに標本調査ガイドラインを策定することとした。これは、一般市民を対象とする質問紙（調査票）調査に適用されるものであり、質的な調査については、形式的には適用外である。

最後に、原案の扱いとして、一年間のチェック期間を設け、来年度総会での承認を目指すこと、また、その間の会員からのご意見については、日本都市社会学会事務局宛に、メールにてお寄せいただきたいとの方針が示された。

[質疑]

・(日本社会学会倫理綱領策定にかかわった会員から)日本社会学会倫理綱領の文言は、自由に使っていただいてもかまわない。

Q: ガイドラインを量的調査に限定して良いかどうか?

A: 住民基本台帳閲覧を想定して、一般市民に対する質問紙を使った標本調査に限定したガイドラインの作成を優先させた。町内会調査などの場合には、質問紙を使った調査であっても、ラポールにもとづき別の形の調査となるであろう。質的調査については、多様な形態があり、それらすべてを想定したマニュアルは難しいので、今回は断念した。

ただし、適用外であれば何をやっても許されるというわけではない。倫理綱領の精神に則って、調査を実施することはいうまでもないし、同じことだがガイドラインが謳っている「調査対象者の人権の尊重とプライバシーの保護、インフォームドコンセント(十分な説明にもとづく同意)、調査対象者が被る可能性のある不利益の回避などについて十分に配慮された、倫理的に適正な都市社会調査を実施する」点では、準用していただきたい。

同様に、標本調査についても、形式的にガイドラインに沿っていないから倫理に反するとか、ガイドライン通りだから問題はないはずだとかということには、必ずしもならない。また、調査方法論も進歩していくことを考えると、ガイドラインが方法論の革新を妨げるようなことがあってはならない。それらの点も含め、柔軟に適用していただきたい。「本ガイドラインの趣旨にそって、柔軟かつ創造的に調査を実施することが求められる」との一文を加えたのも、そのためである。

Q: 記入された調査票の管理、特に管理年限の問題についてはどうか。

A: これについては、様々な議論があった。社会調査士資格認定機構の倫理綱領では、「厳重に管理」と述べているので、それを踏襲した。不要になったら廃棄すべきであるという意見もあり、趣旨としては、適切な方法で廃棄することも含んでいる。個人情報流出事件の報道などでは、むしろ誤って廃棄してしまったというケースが多く、情報が漏洩しないように廃棄することが重要である。また、資料として保存することにも価値があり、何年後に廃棄するといった形で一律に決める必要はないと考えている。

Q: 倫理綱領原案中の「剽窃、盗用、無断引用」という文章について、意味が重複するのではないか。

A: そのように感じており、今回は間に合わなかったが、表現を精査したい。

その他、倫理綱領および標本調査ガイドラインについて、誰の為のものか、に関する議論も行われた。フロアおよび委員から、この倫理綱領とガイドラインは、既存の研究者のためのものという前提もあるが、これから研究者を目指す若手研究者への教育のためのものという側面もあること、調査研究教育という側面もあることについて留意しておく必要が指摘された。

*まとめとして、会員からの上記の意見や、今後日本都市社会学会事務局宛へメールにて送られてくる意見も参考に、倫理綱領と標本調査ガイドラインを来年に向けて推敲することが確認され、意見交換会が終了した。

第1回日本都市社会学会若手奨励賞受賞作品の紹介と選考理由

2006年度若手奨励賞選考委員会は、3月25日(土)および7月8日(土)の2回にわたり開催され、第2回の委員会において次の2作品を若手奨励賞受賞作品とすることを決定した。

1. 受賞作品

中澤秀雄 『住民投票運動とローカルレジーム 新潟県巻町と根源的民主主義の細道 1994-2004』 ハーベスト社 2005年

西山志保 『ボランティア活動の論理 - 阪神・淡路大震災からサブシステム社会へ』 東信堂 2005年

2. 受賞理由

中澤秀雄会員の著書は、新潟県巻町と柏崎市における原発計画への住民の対照的な対応を問題とし、緻密な実

証を踏まえつつ、「住民自治」の限界を乗り越える方向をも示唆した、きわめて優れたモノグラフである。とりわけ、整備された理論フレームと実証過程が緊密に結びついていること、地域社会の諸条件をコントロールしながら2つの地域の住民による選択の差異を明らかにしていること、豊富な資料と詳細な事例を積み重ね、完成度の高い実証研究を行っていることは、高く評価しうるものである。息長く続けられた、地道な実証研究の一つの手本をなすと言っても過言ではない。本書と同一の、あるいは近接の地域を対象地とし、テーマにおいても似かよった2~3の先行研究への言及がないなどの問題点を残してはいるが、大きな瑕疵とは言えず、本書が、都市社会学に有意義な貢献をもたらしたことは明白である。選考委員会は一致して、本著書を受賞作品にふさわしい業績であると判断した。

西山志保会員の著書は、阪神淡路大震災後のボランティア活動を事例対象とし、人間の「生」を支え合う根源的関わり、つまり「サブシステム」の概念に準拠して、これらの事例を整理し考察を加え、その上で、市民社会の真の成熟についての思想的展望をも含む意欲的な力作である。とりわけ、まっすぐで清新な問題意識に貫かれている点、「サブシステム」にかかわる先行研究の渉獵の幅広い点、ボランティアの新たな社会的価値を明確に意義づけた点は、高く評価することができる。ただし、問題意識と概念整理が先行するあまり、たとえば地域的文脈との接点が事例によって語られることが少なく、また、事例の積み重ねの中から著者自身がキー概念をつかみ取ってきたと感じさせる内容が不足するなど、今後は理論スキームの一層の整理と厚みのある事例の記述が求められよう。とは言え、本書もまた、都市社会学に有意義な貢献をもたらしたことは明白であり、選考委員会は一致して、受賞作品にふさわしい業績であると判断した。

(日本都市社会学会賞選考委員会委員長 森岡清志)

会員の皆様へのお知らせ

1. 会費納入のお願い

まだ学会費を納入されていない会員の方には、学会費納入用の振込用紙を本ニュースに同封いたしましたので、お早めに納入くださいますようお願い申し上げます。なお、前年度(2005年度)までの学会費が未納の会員の方には『日本都市社会学会年報』24号をお送りできませんのでご了承ください。なお、『年報』に関しましては、事務局が学会費納入を確認し次第お送りいたします。また、継続して5年以上会費を滞納している会員の方は、2006年度中に滞納分の会費を納入していただかないと会員の資格を失うこととなりますので、ご注意ください。

2. 第25回大会開催について

第25回大会は、2007年9月21日(金)、22日(土)に、山口大学にて開催されることが、第24回大会の総会で決定されました。

3. 理事会報告

日本都市社会学会第7回理事会は、第24回大会の前日9月14日(木)15:00より名古屋大学文学部(東山キャンパス)130会議室にて開催された。

企画委員会報告(園部雅久理事=企画委員会委員長)、編集委員会報告(町村敬志常任理事・編集委員長)、研究倫理委員会報告(松本康会長・研究倫理委員会委員長)の諸報告がなされ総会での報告が承認された。

日本都市社会学会賞(第1回若手奨励賞)選考委員会の結果報告がなされ、総会で受賞理由を報告することが承認され、「学会ニュース」(75号)で受賞理由を広くアナウンスすることが承認された。また、2007年度大会以降の新事務局について、立教大学の江上渉会員の内諾が得られたことについても報告された。

審議事項としては、新入会員・退会者の承認がなされ、役員任期に関する規約改正が確認され総会にかけられることが了承された。さらに、第24回大会総会次第についての確認、2005年度決算及び2006年度予算案についての審議がなされた。次期大会開催校と日程について審議された。

(常任理事・事務局担当 広田康生)

編集委員会からのお知らせ

『年報』掲載の論文・研究ノートに英文要約を掲載することになります

研究成果の対外的な発信機会を拡充するとともに、将来的に科研費による定期刊行物助成を申請する場合の条件整備等を兼ねて、論文（特集・自由投稿とも）と研究ノートについて、英文要約を掲載することを編集委員会内で検討してきました。そしてこの度、理事会の承認と大会時総会でのご報告を経て、次号（25号）より英文要約を年報に掲載する運びとなりました。これに基づき、『日本都市社会学会年報』の投稿規定および執筆要項が、2006年9月付けで一部改定されています。投稿を予定されている会員の皆さまには、従来よりもお手数をおかけいたしますが、下記の点にご配慮の上、準備をお進め下さいますようお願いいたします。

変更点は次の通りです。

- 1) 原稿は、表題、英文タイトル、英文要約、本文、注、文献リストの順序で構成すること。
- 2) 投稿時に、英文要約1部を提出する（上記原稿とは別に、英文要約を1部用意して下さい）。
- 3) 掲載決定時に、改稿内容を反映した英文要約を含む完成稿を提出する。
- 4) 英文要約は、自由投稿論文は300語以内、研究ノートは200語以内とする。

なお、英文要約もそれぞれの規定ページ数の中に含まれます。英文100語を論文本文の5行分程度へ換算の上、全体が規定ページ数に収まるようにご執筆下さい。

『日本都市社会学会年報』25号（2007年発行）自由投稿論文および研究ノートの募集について

すでにお知らせの通り、編集委員会では年報25号に掲載する「自由投稿論文」「研究ノート」および「書評リプライ」を募集しています。投稿を希望される会員の方は、『年報』24号（2006年発行）に掲載されている編集規定、投稿規定、および執筆要項をご覧の上、審査用原稿（3部）を2006年11月末日までに到着するように、下記の編集委員会事務局（一橋大学町村研究室）までお送り下さい。

なお、以前のニュースでも予告しておりましたように、25号より、「自由投稿論文」「研究ノート」投稿には英文要約が必要となります。原稿中に図表を用いる場合には、できる限り横罫線のみ使用とし、縦罫線の使用はなるべくご遠慮下さい。編集コスト削減およびデザイン統一のための措置ですので、ご協力のほど、よろしくお願いたします。また、規定ページ数の厳守もお願いいたします。会員諸氏の積極的な投稿をお待ちしております。

（常任理事・編集委員長 町村敬志）

〒186-8601
東京都国立市中2-1
一橋大学大学院社会学研究科 町村研究室 気付
日本都市社会学会編集委員会事務局
電話・FAX：042-580-8642（町村研究室直通）
E mail：cs00035@srv.cc.hit-u.ac.jp

「出版・刊行された著書等に関する調査」および「第5回日本都市社会学会賞（磯村記念賞）受賞対象候補の推薦」に関するお願い

日本都市社会学会では、学会活動の参考とさせていただくために、会員の皆様が出版・刊行された著書等（論文は除く）に関する調査を隔年で行っております。また併せて、第5回日本都市社会学会賞（磯村記念賞）の受賞対象候補を会員の皆様に推薦していただきたく存じます（自薦・他薦は問いません）。

つきましては、2005年1月から2006年12月末日までに刊行された著書等で、貴殿の単著書・共著書・編著書に当たるもの、および同期間に刊行された著書等で、第5回日本都市社会学会賞（磯村記念賞）の受賞対象候補としてふさわしいと考えるもの（自薦・他薦を問わない）を、文獻調査用紙および推薦用紙に記入し、同封いたしました封筒にて学会事務局宛にご返送いただくか、e-mailにてご回答いただきますようよろしくお願い申し上げます（該当する著書が複数ある場合にはそれらをすべてご記入下さい）。

なお、大変申し訳ございませんが、郵送をご利用なさる場合には返送に際してかかる郵送料（80円切手）をご自身で負担していただくこととなりますので、何卒ご了承下さい。また、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、1月末日必着でご回答いただきますようよろしくお願い致します。

（会長 松本 康）

会員異動

新 入 会 員

<関東>

岩田香奈江 首都大学東京大学院
仁井田典子 首都大学東京大学院

<中部・関西>

伍 国春 名古屋大学大学院
永田貴聖 立命館大学大学院

退 会

有里典三 創価大学
安 錦珠 都市社会学研究所
高 鮮微 鹿児島大学
小坂勝昭 文教大学
張 静波 東京都立大学大学院
萩原景節 一橋大学大学院
廣瀬まり 名古屋大学大学院
水口雅晴 三菱地所

アンソニー・ラウシュ 弘前大学
浦野崇央 摂南大学
高 逸鐘 韓国忠北大学
柴田信志 愛知大学大学院
中尾瑞記 兵庫教育大学大学院
林 雅孝 東亜大学
堀内康史 上智大学大学院
李 天国 日本学術振興会

学会事務局より

大会に参加されなかった会員の皆様で、2005年度分までの会費納入済みの皆様には『日本都市社会学会年報24』を同封いたしました。会費未納の皆様には、学会ニュースのみを同封いたしました。

第24回大会は活気に溢れた大会になりました。開催校の名古屋大学田中重好会員、黒田由彦会員、田淵六郎会員、石原紀彦会員、魯富子会員他名古屋大学のスタッフの方々には大変御世話になりました。お礼申し上げます。

（事務局 藤原法子）